

長良川河口堰検証第5回プロジェクトチーム会議

日 時 : 平成23年8月31日(水) 午前9時30分~午前10時55分

場 所 : 愛知県東大手庁舎4階 406会議室

(事務局)

おはようございます。それでは、お時間になりましたので、ただいまから、長良川河口堰検証第5回プロジェクトチーム会議を開催させていただきます。本日の予定ですが、9時30分から概ね10時30分頃までプロジェクトチーム会議を開催させていただきます。その後、少し、模様替えの時間をいただきまして、引き続き、お昼休みを挟みまして、午後4時頃までということで、第6回専門委員会を開催します。それから事務局からお知らせですが、今日、11時から11時30分頃まで庁舎全体の消防訓練がありますので、非常放送が少し聞こえるかもしれませんが、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

(小島座長)

ありがとうございました。第5回プロジェクトチーム会議でございます。今日はですね、ヒアリングの中間とりまとめということで、PTの各委員がヒアリングをどのように受け止めたか、ということについての議論でございます。お手元に配付されています資料ですけども、5人のPT委員のペーパーが出ております。書き方がですね、実は、これを見まして、まず、形式の面から、三つパターンがあって、どれか一つに整理をしないといけなないと思いました。パターン1はですね、私が書きました、小島のヒアリングのまとめなんですけども、これは、ヒアリングの意見の内容は議事録等々で議事録、スライドで明確だということで、特にヒアリングで述べられた意見、提出された資料を各論点毎に整理をして作ってみたというのが一つの方式ですね。二つ目の方式は、次の蔵知さんのペーパーにもありますが、あるいは村上先生のパターンでもありますけれども、それぞれの方々のヒアリングで意見を述べていただいた方々の中で、話と課題、あるいは評価といいますが、そういうものを織り込んでいく、というような書き方が二つ目のパターンですね。三つ目のパターンは、辻本委員のように、それぞれの方々が何を話したか、ということを書いて、その上で、課題をヒアリングの構図となっておりますが、課題を述べた、こういうことになっています。形式をどのようにするか、ということについては、最終的には統一したほうがよろしいと思しますので、ヒアリングで述べられた意見、私の場合には序のところは当然のことですけど、そこはそこで整理すればいいと思いますが、客観的な事実としてヒアリングで何が述べられたかということを書いて、それから評価、評価をしないという話であったけれども、そこでの受け止め方を第2部で書いたらいいのかなと、そういう意味では辻本委員が書かれたパターンが最終的なまとめとしてはわかりやすいのかなと、いうふうに思いました。問題はですね、第1部、第2部と分けて書く場合に、第1部のそれぞれ

の方々が何を言われたのか、ということは述べられた方の正の意見陳述、あるいは提出された資料の整理でありますので、できるだけ客観的に書くという原理原則で記述をしていけば、第1部は書けると思います。課題は、第2部で、それぞれの意見、委員の受け止め方というのをどのように書いていくか、ということになると思いますけれども、まず、形の方から、各委員の御意見を聞きたいと思います。その次に、内容の点について、コメントを頂きたいと順に進めていきたいと思います。形式をある程度統一しないといけないと思うので、まず形式の形の点について御意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(松尾委員)

座長が言われたようなまとめ方でよろしいのではないですか。まずは、各ヒアリングで、どのようなことが述べられたかというものを事実として、全部、ポイントだけを、きちっと記述をする。それをみなさんが共有する。まず、作業としては、そこのところですね、ずっと、それぞれの委員で出しているわけですが、ここは足りなかったとか、そのようなところは補いながら、まず、そこを全員で共有するところから出発をして、そして、私も書いているのですが、その後、論点、いくつかの論点、治水、利水、環境、その他となりますけど、それぞれに分けて、そのヒアリングの内容から、どう受け止めるか、まさに、どう受け止めたのかということをもとめることでよろしいのではないですか。

(小島座長)

ありがとうございます。村上委員いかがでしょうか。

(村上委員)

特に意見はありません。

(小島座長)

蔵治委員いかがでしょうか。

(蔵治委員)

わかりやすくいいかと思います。

(小島座長)

辻本委員いかがでしょうか。

(辻本委員)

まとめる形式は、座長のおっしゃるとおりでよいかと思います。ただ、松尾委員も言わ

れたように、お話しされた内容から何を我々が受け止めてきたのか、何が今後議論していく中で欠けているのか、そういうところを、やっぱり、議論しないといけない。だから、とりまとめの方法、レポートの形みたいなものは、全く座長に同感なんですけど、その議論を、やっぱり、お互いに確認し合いたいなという気がいたします。

(小島座長)

ありがとうございました。まず、形をどうするかということで、全体の各委員のものをみさせていただいて、1部、2部というのは別にいたしまして、一つのまとまりが、客観的に述べられたものを整理する。そして、2部が、受け止め方について、議論の上、また整理をしていくと、こういうことで、了解を得られたと思いますので、形式についてはそのような形で、整理を再整理するということに行きたいと思います。さて、次は課題、どのように受け止めたかについて、それぞれペーパーが出されているわけですが、私もちょっと序文になってそれに書いているのですが、私のは最後にさせていただきまして、この順番で、ちょっと、ペーパーの綴りの順番で、少し御意見をいただきたいと思います。まず、蔵治委員からお願いできますでしょうか。

(蔵治委員)

それでは、私の提出しましたペーパーについて若干説明をさせていただきたいと思います。9ページからになります。それで、始めに、今回、意見を出す、ペーパーを出すにあたって、形式がどうってことは、特に指示がございませんでしたので、私は、それぞれ一人ずつの方の話を聞いて、自分がどう受け止めたかということについて、書かせていただきました。現時点では、個人的な考え方にとどまっているということです。それと、私は、この中でも一番世代が若い人間でございますし、長良川河口堰建設当時の経緯等はですね、実際に体験しているわけではございませんので、どちらかといえば、将来世代にどのようなものを引き継いでいくかというような観点が感想になっているということです。ちょっと、全てを詳細に説明する時間は恐らく無いと思いますが、読んでいただければわかるように書いたつもりであります。竹村公太郎さんはその当時の構想についてご説明していただいたと思いますけど、やはり長良川河口堰というのは元々の構想は利水だけを目的としていたということ、それから治水の原則ということをおっしゃいましたけれども、それはいろんな別の意見もあるだろうと、それからその法的な長良川河口堰の位置付けというのは水資源開発特定施設であって、それも洪水流量調節といった機能を持っているわけではなくて、塩害防止という治水用途をもっているだけであって、水位を下げるというのは浚渫という行為で行っているということ、地下水について、非常に最近、地下水を取水し過ぎているというご説明であったのですが、きちんとしたデータに基づいて議論すべきではないかと、そもそもその地下水を昔取り過ぎていて、その反省に基づいて地表水を大量に取るようになったので、地下水を規制するようなことが、地下水が大量に取られ過ぎてい

て問題なら、規制するようなことも可能ではないか。それから水道行政が危機に貧している、水道が潰れかかっているというようなご指摘があったんですけども、それは水を使わなくなっているから収入が少なくなっているという点、側面がありまして、それは実は望ましいことではないか、水道事業者というのはそういう望ましい方向に向かって、発想転換していく必要がむしろあるのではないかと受け止めました。次に田中さんですけども、水質、特に水道水の水質についてご説明をいただきましたけれども、やはり水が水道水が正常であるということは非常に重要で、もちろん最近、水道水を浄化する技術は進歩したとはいえ、やはり原水の水質というのは非常に大事であろうと受け止めました。それから環境をある程度壊したということは、全ての方が共通しておっしゃっていることですけども、それは専門委員会の方で議論が進んでいることと思います。

次に富樫先生ですけども、富樫先生は、昨日もこちらにいらしてお話しされましたけれども、やはり私たちは、その例えば、昨日の議論では水利権の量と安定供給可能量とは別に議論しようと、国のフルプランあるいは、愛知県さんの考えか方があるわけですけども、そういう議論の前にその過去にこれだけの水需要があるだろうという予測がはずれたということを受け止めなければならないと受け止めました。それから水利権転用ということは非常に難しいということが一般論としては言われますけれども、実はその長良川の工業用水も上水道の水利権に転用されているという事実もございますので、そういう同じ愛知県が持っている水利権であれば、そのような融通ってというのはそんなには難しくない可能性もあるかなというふうに考えました。

それから、やはりその非常事態というか、自然現象としての非常に雨が少ない年がたまたまやって来たときの湯水対応ということについては、その時にじゃんじゃん水が使えるようにインフラを整備する発想をとるような時代では最早ないだろうと、今後はやはりソフトソリューションで、そういうような雨が少ない年に対応していくべきではないかと受け止めました。

秋田さんですけども、秋田さんは、450年間の歴史のある漁協の立場から非常に重要なご指摘をされましたけども、私たちは過去の経緯を振り返れば、この中京圏の経済発展のために犠牲になってくれと言われたということは重く受け止めなければいけないというふうに思います。ただ、過去にそのように言ったということは事実なんですけども、過去に言ったからと、どこまでずっと引きずり続けるかというか、その時代の流れ、社会の変化、あるいは財政情勢やさまざまなことで変えるべきところは変えていかなくていけないということもあると思いますので、やはりそこは冷静に考えて、今後も誠意ある対話と相互理解を欠けるわけにはいけないと考えました。それから、漁協が上流の山で植樹活動をされているというお話しもあったんですけども、私の意見としては今、山の方が必要としていることは木を植えることではなくて、むしろ誰も木を切らなくなってしまうと、さまざまな問題が発生していると思いますので、木を切る活動を是非やっていただきたいというふうに受け止めました。

それから大橋さんは本当に60年間ずっと専門の川漁師として、誰よりも川をよく御存知の立場から、おぜえ川とか、ばばちい水というお話をされて大変強く印象に残っております。

神谷さんですけれども、神谷さんは知多半島の方の立場でおいしい水が飲みたいということをおっしゃったと思いますけれども、知多半島あるいはその先端にある離島は、もともとずっと昔から乏水地域といわれていて苦労されてきた地域で、愛知用水の開通によって非常に大きな恩恵を受けている地域なんですけれども、その知多半島の方々がですね、平成6年の渇水の際に非常に大きな苦労をされたということもございましたけれども、やはり知多半島の方は水の恵みをもたらしてくれている木曽川上流、あるいは長良川上流への感謝の気持ちというのは必要だろうと、その上でやはり、その知多半島の方も、もしそんなに難しいことではないのであれば、できれば長良川下流の水よりも木曽川の方が飲みたいという率直な意見があるというふうに受け止めました。それは極めて全うな意見だと思います。

それから平野さんですけれども、長島町の立場で過去に塩害に悩まされてきたと、ですけれども大規模な土木工事で克服したというご説明はよく理解できました。それから水利権のこともありましたけれども、水利権も非常に難しいということでしたけれども、それは難しくしているのは実は制度上、それが中々うまくインセンティブが働かないといえますかですね、水利権を譲渡したり返上したりすることに何のメリットもなければ、誰もそういうことやろうとしないわけですので、これは社会システムの問題としてなんらかの方法があるんじゃないかというふうに受け止めました。それから塩害対策としてかけ流しの水を大量に流しているということなんですけれども、それが長良川河口堰のすぐ横であるにもかかわらず木曽川からきているということには、ちょっと驚かされたということで、ということは長良川河口堰の開門実験等したとしても、その塩害対策の水の水質には全く関係ないということが理解できました。

それから宮本さんですけれども、立場にこだわらず現状をまともに見て共有して初めて議論になるという指摘は、まさにそのとおりだと思います。それから開門すると局所的、一時的に貧酸素状態ができてしまうことで、河川環境が悪化するということが、金科玉条的になっていることがよく理解できました。

鷲谷先生ですけれども、COP10の理念、特に愛知ターゲットというものが今後、世界的な目的目標となっていくということで、愛知という名前がついた目標が今後20年間、世界で10年間、世界中で語り継がれていくという中で、自然そのもの生物多様性そのものに内在的価値があるということがその理念の基本だろうというふうに思いました。やはり河川の横断構造物というものは、ものすごく大きな影響があるということは、これは世界的にもそうで、それを何とか取り戻していくことが世界の環境先進国の潮流ではないかと受け止めました。それは大橋さんのうなぎのしらすの話とも整合しているように受け止めました。

それから安立さんですけれども、高須輪中のことなんですけれども、ここでは地下水、地下水の塩分濃度が高まるというようなことよりも、むしろ現在取水している農業用水でその塩分濃度が上がるとそのかんがい用水が塩水化してしまうので困るということを一番懸念されているというように受け止めました。

最後に、高木さんですけれども、高木さんは治水安全度を上げるのが日本の国の実力というような説明があったのですけれども、やはり今、そんな単純なことではなくて、治水安全度を上げて、上げることによって本当に水害の被害が小さくなるのかということについているような意見がすでにあると思います。ですので、やはり治水というのは人間の生命、財産に少しでも被害を起さないようにするという原則に立ち返って考えないといけないということで、それは必ずしも、治水安全度を上げればいいのか、水位を1センチ下げればいいのかという話だけではないだろうというように受け止めました。以上なんですけれども、私、過去の経緯も存じませんし浅学非才でもありますので、認識の誤り等があったら是非ご指摘していただきたいと思います。以上です。

(小島座長)

ありがとうございました。少し議論したいので、申し訳ありませんが、次の方、6分7分程度でお願いをいたします。辻本委員お願いします。

(辻本委員)

はい、私のものは、それぞれの方々のお話しされたことが、そのまま彼らが主張したと私が認識したこと、いいか悪いかは別として今、蔵治さん、いろいろコメントもされましたけれど、ここに書いたのは彼らはそう主張したというようなことと受け止めたということを書いています。一行一行書いてあるので説明すると長くなるし、説明しないと何も言わないことになるので、中々その点は難しいですけれども、それぞれの人についてどうしようかな、ポイントとしては竹村さんのところではいろいろ書いてあるんですけども、利水としては塩水と真水を分けることが、一つの今回の重要なポイントだったと書くことが私は大事な主張だったかというふうに思います。それから水資源管理は何度もその後も議論されていますけども、彼の言い方では湯水リスクの管理だと、どうしてもこの考え方に関しては根治的でないとか、いろいろこれからのことを考えると、そうあるべきかどうかというような議論に当然なっていく、されているんですけども、会場からの意見の中でもそうなっているのですけれども、一つの考え方として、やっぱり、水資源の問題をリスク論として捉える考え方が示されたというふうに捉えた。

それから河口堰の運用は情報公開されて、さらなる弾力的に運用に向かって進んでいく、そのポイントは貧酸素対策であるという説明もあったかと思います。すなわち現在の河口堰の問題で起こってくる貧酸素などについては運用の努力をしていくというような説明があったかと思います。田中さんの議論の中では、一番主張したことは川っていうのは個性が

ある、自然的にもさまざまな川の個性があるんだ、それからそれだけではなくて、その川を利用している付き合い方に個性があって、その川はやっぱり重要な保全対象であるということと言うまでもないというような話でした。でそれに応じて、河口堰はどう影響したかを見ることは非常に重要だという基本的な見方が示されたと思います。もう一方、河口堰で生み出された水利用は良質でない原水だといえる、特に水道水源というふうに考えれば良質でない原水だというのは、一般的にそのとおりだと、いろんな人の中にはバージンウォーターしか人間の口に入れない方針あるんだけど世界中、日本で難しい問題だと思います。けれども彼の主張は、そういう、できれば良質バージンウォーターを水道水に使うような基本的な考え方は、非常に重要な視点というふうに思います。

それから富樫さんの、竹村さんとやはり考え方が違って、水需要予測と供給計画の中でどんなバランスの問題があるかというような視点を示されている。湧水リスクに対しては有効利用というマネジメントが重要だという考え方が、彼の中では示されたアイデアだと思います。実際に水利権、正常流量の問題では、水利権流量がもともと過大で、正常流量補給というのは中々難しい問題になっているという現実についての認識っていうのはそのとおりだと思います。そのところの認識は、やはりしっかり押さえておかないといけない問題。それから現状水配分をどのように合理的にしていくのかということのも共通的な課題で、必ずしもここに書いてあることではなくて、どこでも同じ問題を実は日本国中で抱えている問題です。秋田さんの話では、私のここで書きましたポイントは、漁場の変化、劣化から、彼らがどんなふうに、その時には反対して現実に彼らが抱える多くの人たちの命と財産を守るといふことと、漁民の命と財産を脅かすということが非常に大きく対立して、そして現実には河口堰が容認され建設されたというふうな歴史をしっかりと話しされるとともに、その中で営漁っていうんですかね、漁業のやり方を一生懸命努力していた。すなわち彼らの言い方からすると、歴史を乗り越え多くの智恵を引き継いだ赤須賀の姿を見て欲しいと、それを振り回されたくないというふうな言い方があったかだと思います。すなわち地先と周辺、中京地区ですね、それでお互いどれだけ譲り合うのか、それから新しい環境での苦勞を強いられた中で、新しい環境での努力というものをどう理解するのかというところが私が受け止めたポイントでございます。

大橋さんはサツキマスの減少、これは後から鷲谷さんが言われるように連続性が欠けているために、彼らにとってはかなりダメージがあるものだと、当然そういうことでしょう。長良川が汚れている、彼が書いている中でも、不景気なら長良川はきれいなんだよ、だから河口堰の問題よりも、沿線住民がどんだけの経済活動をして、それに対する反省が無いのかということが、もっと大きな問題だと主張されたというふうに理解いたしました。

それからマウンド浚渫は水深を増すだけ、確かに普段、水を見ている人にとっては、そのまま掘った分だけ水深が増えるだけで水位は変わらないっていう話が出ていたんですけども、やはり多くの人たちが見てる場所は、そういうことなんだな、普段の水のほとんど水面勾配を持たずに偏っているような時の話と、洪水の時は理解されていないんだなと、

理解されにくいものなんだなということを感じました。

次が神谷さんですけれども、そこに書きましたように長良川河口堰の水が供給されることによって安定的な供給っていうものを、その地域の人たちは得られたんだけど、実はそれまでの水と比べると水の質が違うように思う、薬剤の投入が多いとかというようなことで、彼は積極的に水源スワップというような工業用水にはこういう水、水道水源にはこういう水というような切り替えなんかの考え方を示されました。現実には確かに安定供給された水をどう使うかというのは、やはり水を取って安定的に、自分たちが水を得ることができる、その水が質のいい時もあれば悪い時もあるし、質のいい部分もあれば質の悪い部分もあるのだけれども、取ってきた水をどういうふうに受水者の中で分割するのかということもこれも非常に大きな問題で、我々が水資源問題を考える中で考えなきゃいけない問題、これも一般的な問題、長良川河口堰で流量が安定してきた中で問題が定義されているというように理解しました。

平野さんの話については、塩害に対して努力していくか、特に彼が言った高須と違って、木曽川用水から除塩用水があって、それで排水路網を整備して、非常に努力しながら塩害対策をやってきた、河口堰が出来た後は、比較的そういう意味では、そういう対策が楽になった。昔は取水も限られていたし、深井戸による取水を余儀なくされたし、除塩用水を使わなければならなかったし、排水路網も整備しなければいけなかったけども、そういったことがうまく解決されたので、水利権の移譲もしていくようなことが語られたんだというふうに私は理解しました。

それから宮本さんの話では立場にこだわらないことが重要だと、その上で何が問題かを見極めるのが基本的だ、そのためには知識、情報の共有、課題の共有といったことの話がされた。彼の反省から、そういうふうなことが述べられて、今回のPT、専門委員会はその趣旨のはずだというふうな気がしました。

鷺谷さんは世代の視点で言われたことは当然で、河川にとっては連続性が重要で、それぞれの生態系はそれぞれ全き形でないといけないというのは、いわゆる生態系を守る時の基本的な視点なんですけれども、我々が問題にしているのは人間といわゆる生態系といいですか、自然生物が共存してやっていく時にどういうふうな課題解決の仕方があるのかということについて、中々、理念的なことばかりで触れられなかったのが非常に残念でした。愛知のCOP10の現場というか発信地にあったんですけれども、愛知のやり方というのは非常に人間活動というものの上で、苦労しながら自然をどんなふうにしていくのかということに気が付いて少しずつ来れたところだと思ってます。そういう愛知は全て生物多様性のための基本理念を貫くということではなくて、物作りあるいは経済活動の活発なところで、自然を徹底的に破壊しながら発展してきた。川だけでなく氾濫源も非常に重要な生態系の基盤であることを考えれば、名古屋市なんかひっくり返せばいいぐらいに、鷺谷さんふうにいえば思います。そういう中で生態系と人間と、人間を含めて生態系だと考える人もいますけれども、そういう観点が一つの全体主義的な自然が生態系としての自然が、非

常に重要な考え方ですので、私は非常に良いプレゼンテーションをしていただいたと。

安立さんは高須輪中でしたかね、それぞれやはり苦労されたやり方を強いられてきたのが、河口堰で、マウンドで守られてきた取水口とか、揚水機場が河口堰に代替されたというふうに捉えられているんだなと理解しました。

高木さんののは、先ほどから言われたような話と全く同じなんですけど、この地域の特徴として、海拔ゼロメートル地帯で天井川化しているような、すなわち高い堤防で守られている洪水災害リスクのあるところでは、中々しかもダムによって洪水調整が効かない川では、特にマウンド浚渫という水位低下の手法を取らざるを得なかったことに対して、当時強い理解を示したというようなことが語られたと思います。で現在の河川整備計画、あるいは基本方針からのクラス分けからすると、長良川は百分の一の雨に対して安全のように計画がされてます。で通常は 150 分の 1 が県庁の所在地、それから庄内川とか大都市で流れる川では 200 分の 1 というような、横並びのレベルではまだ計画規模が小さいという点を指摘されているということが一つの特徴だったと。

すいません長いですね、次のページに構図が書いてあるんですけども、先ほど座長に言われましたように、建設前がどうだった、建設後がどういうふうなことが変わってきたのかということをおの中から汲み取って、何が今問題になっているかということをお非常に明確にしなければ私はいけないかと思ひます。その上で何が問題で開門調査をしていく必要があるのか、それからもう一つ、こういう状態の中で開門調査をすれば、どんな問題が発生してくるのかということをお専門委員会でのレポートに含めながら見ていかないといけないなというふうな気がしました。それから最後に斜字体で書いてある部分は、座長がフロアーからの質問に対して書かれているところにもあったんですけども、愛知県が不等な経済負担をしている、これは知事の意見、知事が我々の PT で述べられたことはなかったんですけども、こういうことに関しては知事の意見、それから座長がフロアーの意見に対して少し書かれているんですけども、本文の中でなかなか出てこなかった。今日の専門委員会では少し議論があったらいいと思うんですけど、PT の中で必ずしも一つのモチベーションとして本文に出ていないので、そういうヒアリングも欲しいなという気がしました。以上です。

(小島座長)

ありがとうございました。次に松尾先生お願いいたします。

(松尾委員)

時間も限られていますので、これまで述べられたことは省略しながらいきたいと思ひます。まず私がヒアリングのポイントということで、この中には私の受け止め方というか、どこがポイントかと抽出したことで、もうすでにこの中に受け止め方が入っているのですが、それぞれの方々のプレゼンテーションに対するポイントを挙げております。

竹村さんに関しては、今まで言われてきたことと同じことを書いております。ちょっと最後に河口堰建設当時、運用以前にゲートを開けたまま、開けてそれから閉めようとしたけれど、なかなか閉められなかったという、これは堰上流に塩水が残って溶存酸素量が著しく減少した、そういった事実があったということを述べられたということです。

それから田中さんの場合は、今まで述べられたことと同じことではなかろうかと思いません。富樫さんも同じではないかと思えますが。

最後のポツですが、長良川から取水するのであれば利根川や芦田川のように、塩分濃度のコントロールを行えばよいと言われていたのではないかと思います。

秋田さん、これも同じことですがけれども今回の検証で、堰建設当時と同じように愛知県民や名古屋市民の利益不利益だけで判断するというのであれば、その公益とはなんぞや、ということが問いかけられたのではなかろうかと思えます。

大橋さんは今まで述べられてきたことと同じではなかろうかと思えます。平野さんも同じようなことだと思いますけれども、一つ浚渫して実感として水位が下がったことで安心して生活できるようになった、ということも述べられました。これも忘れちゃいけないと思います。

神谷さんの場合も、今まで述べられてきたのと同じであろうと思えます。宮本さんも今まで述べられてきたことと同じであろうと思えますけれども、PT 及び専門委員会においても全く宮本さんの見解といいですか、述べられたことが基本であろうと思えます。特に思いこみだけでは議論にならないよ、ということですね。思いこみから出発しちゃだめだということ、これはきちっと受け止めなければいけないと思います。まあ一つ、塩害の予測、河川関係の悪化の程度はどうであったか、というのが一つの大きなポイントではなかったかという指摘もありました。

鷲谷さんの場合も今まで述べられてきたことではなかろうかと思えます。安立さんの場合も同じですけれども、塩害、塩害というのが、ただ単に農業の視点、農業用水の視点なのですけれども、農業用水を長良川から76パーセント取水している、それが塩水化することが実は問題だという指摘があったかと思えます。高木さんの場合には、これまでに言われたことと同じですが、最後のポツのところだけでも、開門した場合、地下水の塩水化が起きる可能性があるよ、これはやはり問題だよ、というご指摘があったかと思えます。

あと論点としては、私なりにそこに治水、塩害、利水、環境、その他ということで、そこに挙げさせていただきました。これに関して私の見解、今回はあえて何もしておりません。これからこういう場でそれぞれのプレゼンターに対する、ヒアリング内容に対する受け止め方、これをまとめて言ったらこういう視点、論点からまとめて言ったらいいのではないかと、というご提案をさせていたということです。敢えて今回、私、これらに対してどう私が受け止めているか、敢えて書いておりません。

利水のところではですね、そこに書いていますが、水需給バランスは適切かという中には、一つは木曾川水系の安定供給可能量というのが計画当時のままなのか、あるいは実質

的には低下しているのか、という視点も必要なのかなと思いますし、それから渇水対策がソフトソリューションでやればいい、というお話もありましたが、本当にそれでそれだけでいいのか、というところも一つの論点になるのではなからうかと思います。以上でございます。

(小島座長)

ありがとうございました。村上先生、お願いします。

(村上委員)

私は、意見は22ページからになっておるのですけれども、その説明はすべて議論されていますので、これは委員会審議ということでお話しします。まずは竹村公太郎氏のお話なのですけれども、今までの経緯、それから治水、利水、環境に関する事業者側の仕事、それをきちんと紹介していただいたという、非常に有益であったと思います。私はここで今後の議論の問題にしなければいけないということは、たくさんのデータが取られているわけなのですけれども、果たしてそれは無作為のものかということをもまず議論しないと、狂ってくるのではないかと思います。やはり当然、河口堰の運用を前提として、水がどうなるのか、水産資源がどうなるのか、というかたちの調査ですから、当然その観点から外れた項目は抜けている、ですから私たちは公平な立場でもって、普遍性のあるようなデータを処理しているのではなくて、限定的、作為的に選ばれた項目について、主として与えられたデータがそういったものですから、そういったバイアスのあるデータに基づいて私たちは今、議論している。データ自体はこれは全く無色であります。何を調べるかということによって、バイアスがかかって来るのではないかと思います。これが今後の議論に必要なだと思います。

それから、田中豊穂氏。これは私は2点面白いところがあったと思います。水道原水の適格性、これについては皆さんもおっしゃっていますので省きます。それから私は田中さんのアユの資源量減少について、いわゆる科学で言うところの仮説検証型の議論がきちとなされていた。私はそれは非常に高く評価するべきではないかと思います。現象だけを取り上げて何が起きているのか想像で話すのではなくて、いくつかの仮説を取り上げて、その中で一番妥当なものを採用している、そういう姿勢がこれから資料を読んでいく時に、それから展開の取捨に必要ではないかと思います。

富樫氏については、私はこれは8月26日に書いたので昨日のプレゼンテーションと、それから水資源機構の方の説明でかなりこの意見から少し変わっていると思います。変わらないところはやはり水余り、これが当然あるということだけは変わらないということです。またそれから争点の一つとして、長期の渇水傾向、これがあるのですけれども、そういった自然現象については、これが果たして統計的に意味があるのかどうか、ということも当然必要になってくると思います。それから具体的に施策に移す場合には、まずは制度

面、それから湯水などの努力、節水などの努力、といったことをまず最初にやって、一番最後に設備の面、河川をかえるような議論が必要ではないかと思います。

それから秋田清音氏。これはもう、私は秋田氏が非常な怒りを持っていらっしゃることが、本当にひしひしと感じました。この委員会は愛知県が設定した委員会ですけれども、愛知県の利害だけでこれは動いちゃいけないのではないかと改めて感じております。それから大橋亮一氏。これは非常に面白いお話だった。私事ながら私はそのあと大橋さんとロビーでずいぶん長いことお話を聞いたのですけれども、プレゼンテーションよりよっぽど面白いお話がたくさんありました。ここで一番大事なことは、私は面白い話であり、なおかつ私たちが感じ取れないようなものも見ておられるということは高く評価します。しかしこれが議論の基礎になるというものでは無いと思います。やはり大橋さんが指摘されたことを科学の言葉に翻訳して議論しないと、これは私はだめではないかと考えます。

神谷氏においても2点、既にみなさんがおっしゃっていることと共通ですので省きます。それから、平野氏。それから安立氏。これは地元の方ですので、今まで聞いたようなことを改めて再確認した、というようなことでまとめられています。それから、宮本氏。今後の話し合いのルールについては私はわかるのですけれども、少し本題から離れますけれどもショックだったのは、宮本氏が河口堰の環境影響について事前に十分に把握していなかったということです。これは1960年代のKST調査や、同じ中部地建の内部資料、それから裁判資料、それから92年の追加調査、こういったものを見れば、私は当然これは伝わっているはずだと思います。本当に環境科学者が一生懸命言ったようなことが、全然これは行政には伝わっていなかったんじゃないかと。これは、私は彼を批判するというよりも、やはり私たち情報を発信するような研究者、そこの怠慢ではないかということを感じました。

それから鷲谷氏の話です。これは彼女がお話されたとおり、1970年代から河川の連続性に関する仮説という有名な論文がありまして、やはり河川の流れ方向の連続性を切ることは、その他の河川事業以上に大きな影響があるということは、もうすでに常識的になっています。ですからダムや河口堰について、他の河川事業以上に大きな反発が生じることだと思います。しかし、私はこれは田中豊穂さんの言葉でもあったように、河川は全て個性である、こういった原則が長良川にも当てはまるのかどうかということが非常に私は疑問に思います。やはりこれは長良川の個性に応じて、例えば中流域が非常に長いだとか、そういったことを頭に置いて、この原則にたって議論しないと間違えるのではないかと思います。

それから、これも多分傍聴の方からも、委員の方からも批判が出ると思うのですけれども、私は多様性ですとか、生態系という言葉を使っただけで議論するということは非常に危険だと思います。例えば生態系に関して、河川のように攪乱が大きく、恒常性の無いようなもの、それから物質の出入りが非常に大きなようなシステムを、果たして生態系としてうまく処理できるかどうか、私は非常に疑問に思います。多様性にとってもそうです。

何種類かの生物の個体数と種類数を調べただけで、多様性、生態系について論じているようなつもりになっていては、私はこれは非常に危険だと思います。もう少し具体的な問題に還元して議論しないと、多様性を維持しようだとか、生態系の破壊をなんとかしようとかというような議論では、これは報告書は書けないのではないかと考えます。

それから高木不折氏のお話。これは専門委員会でも議論になるとは思いますけれども、果たして治水目的であったのか、私は今まで調べた文献、例えば立案者の論文ですとか、70年代の治水担当者の会報、それから費用負担アロケーション、こういったものから考えると、どうしても私は高木氏が説得されるように、治水目的が最初にあったとは思えない、あとから付け加えたのではないかと、ということはどうしても疑念を払拭することはできませんでした。以上、私がこれからの議論で争点にすべきことは、こういうことではないかということと終わります。

(小島座長)

ありがとうございました。最後になりますが、私が提出をいたしましたペーパーですけれども。私の形式、形がですね、発表者の意見というのはある、整理をされる、ということについて、主に論点ごとに整理をいたしました。これらの事項は当然、専門委員会等で議論もされていて、明らかになってくるのではないかと、ということをご期待しております。治水について、どういう頭の整理をするかということ、治水の必要性の事柄、は整理をするのに治水の必要性であるとか、あるいは、長良川河口堰の建設の前提でありました、浚渫というものが効果的であったかとか、あるいは治水の目標量というものが、どの程度設定していたのか、あるいはその目標を達成するのに浚渫が効果的であったのかとか、2ページのところなのですが、こういう頭の理屈の整理といいますか、あるいは項目の整理というのは、通常、行政的にはこういったことを設定して、それを一つずつ明らかにしながら行政手順というものは進められるだろう、というふうに思うからであります。それと例えば今議論になっていきますけれども、海拔ゼロメートルのところを掘るということが治水に効果的なのか、ということについて、先ほど辻本先生もおっしゃいましたが、その一般の方々の感覚というものを科学でどう説明するのか、ということは大変なことだと思います。これは県民市民とのコミュニケーションを科学がちゃんとしなければいけない、ということですし、これはまさに専門委員会のところで議論をされています。

私の経験を2ページの下から5行目に書かれてあるのですが、水俣病には多く長い間関わってまいりましたけれども、原田正純先生がおっしゃっていますが、胎生水俣病というのはお母さんの感覚だったのですが、当時やっぱりお医者さんはそんなことがあるはずがないと思っておられた、後に科学が、医学がそれを証明していったという例があります。別にこの例がすべてに普遍するわけではありませんけれども、一般の方々の感覚を科学が説明をする、イエスならイエス、ノーならノー、素人の勝手な言い分だというふうに退けない、ということが大切なことではないかというふうに思ったので、特にこの例も

書きました。3ページに移りますけれども、計画された浚渫の目標とそれから治水に効果的だという論理からすると、今、土砂が堆積しているということになると、その治水効果が減殺されている、減っている、というふうにつながっていくわけですが、それじゃあ今どうなっているのか、こういう理屈立てになるだろうと。それぞれの問題点があり、これに対する答えが必要だと。

それから塩害については、特に宮本さんのお話ですが、これはシミュレーションだということで、それについての検証というものはない、といわゆる検証というのは、実測的に本当にどうなのか、ということについてはないということが印象的で、30キロメートル遡上するということがあたかも、定理のように言われていることは、検証されなければいけないというふうに思いました。それからもともとこの地域というのは、塩害にも悩まされていたということであれば、当然、いろんなデータがあるのではないかと、あるいは対策は既に講じられている部分があるのではないかと、というようなことから、(2)塩水が遡上した場合の対策は古くからなされていたのではないかと、というような事柄について課題を書かせていただきました。

5ページの利水なのですが、利水については、実際に例えば名古屋市は使っていないとか、あるいは計画したものは使っていない、ということについては私は何回も申し上げましたが、通常使うということと、リスク管理というのは違う対応が必要で、リスク管理を通常の経済効率の中に盛り込んでいくというのであれば、それなりに覚悟が必要だ。一般会計からお金が投入される、ということはその経営が不健全だと、いうことを意味していると思っておりますので、そこはどのようなふうな頭の整理をして、現実社会の中に入れていくのか、ということが大切なのだらうと思っております。専門委員会でも、昨日は図らずも電気と水の話で、盛り上がってしまいましたけれども、同じようなリスク管理と通常の経済活動、あるいは生活活動への必需品の供給、ということについての整理がやはり必要なんだろうと思えます。現実はその問題がいわゆる名古屋市において、あるいは愛知県においても、三重県においても、一般会計の投入という不健全な水道行政に反映されているというふうに思って、この問題を取り上げております。

それから環境について、これはもう私は環境アセスメントという物事の考えをベースにして、河口堰を作る前と作ったあと、もちろん時代が違っておりますから、今ダム事業に関する環境アセスメントに書かれております、調査や評価の項目、方法など、現時点のものに即して20年前、あるいは15年以上前におこなわれた調査で、なされているとは思いませんけれども、考え方の、よすがになるのではないかと、というふうに思って整理をしたところです。そういう意味では行政手順としてこういうことが必要なのではないかと、あるいは一般の方々が考えておられることを、感覚でどういうふうにご説明されるのか、というふうないくつかの点を聞きながら整理をした、ということでございます。いくつかの問題は専門委員会で解決をされるというふうに思っております。以上で、私もちょっと長くなって、実は10時半になってしまったのですけれども、今後の手順として形を整理、

今、形については御理解、合意が得られたと思いますのでその形にそってですね、整理、メモを出していただいて、それを私の方で討議資料となるような形で統一的なものを作る、という作業をしたいと思います。蔵治さんにちょっと手伝っていただきたいと思うのですが、もう少し詳細なメモを出していただいて一部二部というふうな形で整理をして、メールのちょっとやりとりをさしていただいてですね、いわゆるたたき台というものを作りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(松尾委員)

第二部というか、論点だと思うのですが、私も論点を整理させていただいたし、辻本先生の方も箇条書きで整理されているし、座長も今、ご説明をいただいたのですが、これでいいのかどうかという確認をしておいた方がいいんじゃないでしょうか。あと、こういう視点が必要であるとか、他にあれば。座長さん、辻本さん、私が出した論点視点だけでいいのか、またこういった視点が足りないのか、というところだけちょっと確認をしておいた方がよろしいんじゃないでしょうか。

(小島座長)

ありがとうございます。それぞれの委員が出された論点はこのペーパーに出ていますけれども、他の委員が書かれたペーパーを見てこういうところもあるのではないかとか、こういうふうに追加するべきではないか、というふうに触発されたという変ですが、そういう点がございますでしょうか。どうぞ、辻本委員お願いします。

(辻本委員)

私の18ページにまとめたのは、建設前の特徴をやはりよく知ること、それから建設後のさまざまな特徴をよく知ること、それから建設のためにはどんなことが目的であったのかいろいろなことがあると思います。その次にやはり、ものすごく大事なことは、河口堰が現在あそこに存在していて、どういうことが我々にとって非常に課題になっているのか、問題になっているのか、ということを明らかにしてこそ、知事はこの場に同席されていないのだけれど、開門調査というものをマニフェストにあげられていて、開門してなんらかの調査をやりたい。何が問題でどこを突き止めればどういうことが解決できるというふうなシナリオをある程度作っておかないと、これをただ単に並べただけで、じゃあ次は開門調査のためにどんなことが考えられるのか、もう既に専門委員会では伊藤さんなんかを中心に、開門したときに起こる問題点をむしろ、もっとしっかり専門的に議論すべきだというふうな方向になっているのですけれども、現在あそこに河口堰があることによってどんな問題があって何をすれば解決できるのだ、それをするためにどんな問題があるのか、だから一定期間の間、なんらかの開門調査は意味のあることだと。その次にじゃあ、開門調査をすることの費用はどんなふうに分担して、現在のさまざまな代償、これも既に

議論は始まっていますね、計画論ではなくて、一年ぐらいだったら、湯水年でない、湯水年のときはやめたらいいわけだから、湯水年でないときの議論をすればいいわけで、リスク管理うんぬんの話では無くなってきます。だからなぜ、そこへ話が進んでいくのかというプロセスをもうちょっとどこかでしっかりしないと、論理性が完結しないと思うので、そこをちょっとやりましょうよ、というのが提案です。

(小島座長)

ご意見どうですか。ほかの委員の方。村上先生どうぞ。

(村上委員)

私もその意見には賛成ですけれども、その議論の場を PT で持ちますか、それとも今、作業をすすめているような専門委員会の方でやりますか。たとえば、今おっしゃったような、結局河口堰ができて何がどう変わったのかということについては、今日も午後から議論させてもらうのですけれども、専門委員会でかなり詰めておりますし、それからどういう開門の方式がいいのか、何を調べるのかを、多分今日の午前中のこの後の会議か、明日でやると思うのですけれども、その専門委員会に任せてもいいですし、それからここ独自で PT でやるのであれば、どういう視点でやるかということについても、ご意見を聞かせていただけたらと思います。

(小島座長)

辻本先生お願いします。

(辻本委員)

私も専門委員会の方にできるだけ聞かせていただいて、その方向に進みつつあるのだけれども、ときどき議論がリスク論の話とか計画論の話とか、あるいは開門の話になったりとか、やっぱり専門委員会はターゲットがターゲットで明らかにしていかなければいけない問題が多いので、ちょっと私、議論が皆さんの中でぶれているところがあると思うのですね。やっぱりどういう筋道で議論をしていかなければいけないのか、ときどきに PT で整理して、細かい議論は専門委員会にさせていただいてもいいけれども、やはりそういう方向性についての確認とか、あるいは我々の中でももう少し筋道がはずれていないかとか、多分あれだけの中で議論をされていると、一つ一つの課題がものすごくセンシティブになってくるのだし、議論の対象になってくるのは、よくわかるのだけれども、やっぱり一歩引いて、PT のところでどういうものでその論理性ができるのか、建設がどう考えられて、どういうふうに建設して、建設後どうなって、何が我々にとって耐えられない問題か、この地域、あるいは我が国にとって、あるいは何にとってかよくわからないけれども、何が耐えられない問題か、それに対してどんなことを将来的に考えることによって、調べなければ

いけない問題として、開門調査が出てくる、このシナリオがやっぱり、いろんなところに理解されていないと私は思います。だから、そこを専門委員会の議論を聞きながら、あるいはヒアリングの意見を聞きながら整理して、やっぱりその筋道をしっかり確認して、皆さんに知っていただくように努めることが私は大事なので、そういう意味での PT はやっていただきたいというのが私の提案です。

(小島座長)

蔵治先生、どうでしょうか。

(蔵治委員)

今の辻本先生の意見に賛成です。それは専門委員会の方で、報告書に盛り込んでいただければいいことだと思います。けれどもヒアリングの中でも何が問題かということをおっしゃっていた方が何人かいらっしゃったと思いますし、ただその辻本先生の18ページにも書いてありますように、その斜字体で書いてあるところのように、愛知県は不当な経済負担ということがありましたけれども、その点に関しては確かに、現時点で議論が不足しているように思います。だから何が問題になっているのかというのは、やはり明確にしたうえで、だから開門調査の是非を議論するのだ、というそういうロジックで報告書ができていくというのだらうと思います。

(辻本委員)

早くから専門委員会と PT を切り離したい、というふうな構想をもっていたのですけれども、なぜなのかというと、専門的な議論だけで解決しない問題が、我々、どうも抱えているという気がします。例えばただ単に、先ほど座長もおっしゃったけれども、水道事業とか県の行政が、一般企業とか民間企業と同じように B/C があって、それを健全であるというならば、そういう考え方で見たときに、工業用水のある部分が一般会計から支出されたままになっているとかいうのは不健全だという専門的判断が下るかもしれない、けれども、行政上の問題とか、さまざまな問題で場合によっては、地方自治体なり、国とか行政が、ある程度負担しなければならないものは、さまざまなところで実はあるわけですよ。すなわち、いわゆる行政と民間企業、一般企業との財政支出のあり方というのは、多分、そういう民間企業とか一般企業の経済学では説明できないところが、ひょっとしたら政治の中では起こってくるようなこともあるので、やっぱりもう少し専門的な議論は専門的な議論としてみながら、PT としてどんなふうにか考えるかの意見を出し合うということは、非常に重要なことだと思います。先ほど学術的とか言う話は非常に専門的なところをお願いしているのですけれども、先ほどの水源がどういうふうに入ってくるだとか、まだわからないときに、一般的な感覚が非常に大事ですよという話が一方である中で、専門家の議論の中ではそういうものが無視されてしまうとか、さまざまなことがありますよね。最近、環

境の問題では予防的措置というのがよく言われますよね。科学的に因果関係がはっきりしていないものについても予防的に、その予防はどこからが予防的なのか、かなりの曖昧なところがあるのだけれども、生活経験であるとか、そういうものから出てくるものが、場合によっては予防的措置の対象になるかもしれない。議論も議論になっているけれども、溢水計画をすすめる時に、リスクを気にする人、水が余っていわゆる一般会計にひずみをきたしてくることを気にする人、こういうふうにさまざまな価値観というものが存在するので、専門委員会とは独立したPTの議論のあり方としては、ひょっとしたらあるのかもしれない、ないのかもしれない。そういうあるのかないのか、というところについてやっぱりPTでは意見交換して進める必要があるのではないかと思います。というのが専門委員会だけではことは進まないぞ、ということです。

(小島座長)

村上先生、どうぞ。

(村上委員)

もちろん専門委員会でも主として各自の専門に沿って、お話をすすめているわけですが、もちろん、当然今、辻本委員がおっしゃったような視点は持たなければいけない。しかし、それをもう一度、このPTの場でチェックするということについては、何も問題無いと思います。

(小島座長)

よろしいですか。松尾先生、どうぞ。

(松尾委員)

知事がマニフェストで開門調査と言われたのは、何か問題意識を持っておられたから、おそらくそういうマニフェストを出されたと思うのです。じゃあ、知事自身がどういう問題意識を持たれて、開門調査に何を期待されているのか、というところが我々、全く見えていないのです実は。ですから機会があれば、機会がなくてもいいですけども、そういった知事のこれに関するお考えもできれば、何らかの形で示していただけるといいのかな、と思います。

(小島座長)

蔵治先生、いいですか。最初の会合に知事と市長に出させていただきまして、そういう意味では知事と市長の考え方、あるいは期待する事柄を述べていただくという機会を持ったつもりでございます。その中で普通いろいろなやり方があると思うのですが、前の民主党の公約のように選挙で決めたらすぐやるぞとかですね、という方法と今回は選挙の公約

というのは、県民市民への約束なのだけれども、それをどうやってやるかということについては専門家のご意見も聞きたいと、河村市長の方はもっと具体的だったと思いますけれども、どういう不都合があるのか、何故しなければいけないのか、という事柄については、思いはあるけれども、プロセスとしては、それは一つ県民市民への約束というのはプロセスですね、今おっしゃったのは、何故そう思ったのかということについて、知事と市長の思いはその一端は出たと思うのですね。特に河村市長は、長い間のずっと歴史があってですね、作るべきではないということから、それから今の状態の中で整理をしたものは、環境の方からという論理的な整理をしていますけれども、政治家がおっしゃっていた事柄を、どうやって論理的に翻訳をするのか、あるいは本当にそれは正しいのか、正しいといったら変ですけども、これは社会的な事柄ですから、全てがまるで全てがばつということはないので、いろんな比較考慮をしながら整理をして、こういうことだからどうですか、というものを挙げていくというのが仕事かなと思っています。そのうえでもう一度、県民市民への約束と、それから出された報告書を見ながら、知事と市長が判断されると。それは今、専門委員会で議論していただいておりますけれども、全部開ける全部閉めるなどというような二者択一の議論になっておりませんので、どんな開け方をするか、どんなやり方をするかを含めて、柔軟ないろんな対応を整理していただくということだと思います。これ以上はですね今、専門委員会で議論されておりますので、我々の作業になると思いますけれども、もともと私は県民市民への約束というところから始まっている、それをその専門家の意見を聞きながら進めるという手法を取っている、というふうに私は理解しております。それから専門委員会での検討がとりまとめられたら、プロジェクトチームにあがってきますし、私は専門委員会の先生の方にもお願いをしたいと思います、これはちょっとあとの専門委員会になっていますが、考えていることを少しお話ししたいと思います。

この専門委員会もプロジェクトチームもそうですけれども、普通の役所の検討会というのは事務局が事務局にドラフトをするのです、事務局がドラフトをして、先生方がいろんな意見を述べてチェックをして報告書ができあがる、これが普通の、これまでの審議会であるとか検討会のやり方です。だから出来上がった報告書を説明するのはドラフトを書いた事務局なのです。行政当局がこちらへ行ってこの報告書はこういう内容です、ああいう内容ですと報告するのです。なぜなら事務局が書いたものだからですね、実は。オーソライズしたものは、もちろん審議会答申であったり、行政なんとか検討会の報告なのですが、これは日本のやり方なのです。ところがその欧米のやり方、主流とっては、国連でもそうでしたけれども、それは書いた人が、委員が作る訳ですね。それは専門家がドラフトをして報告書を作るといって、その報告書の説明は行政当局ではなくて、書いた人が説明をする。専門委員会の委員長が説明する、専門委員会の主立った人間が説明をする、できあがった報告書、PTの報告書もそうですし、専門委員会の報告書もそうですが、県民市民に知っていただかなければいけない、説明をする責任は行政当局ではなくて、専門委員会でありPTにある、というふうに思っておりますので、いずれ説明会なり、説明をし

なければいけないという場合には、行政当局ではなくてPTの委員、それから専門委員会の委員をお願いをしたいと、これが国際的なスタンダードだと私は思っておりますし、そういうやり方でこの報告書の周知、普及あるいは、それへの県民市民への反応もあると思いますけれども、そこまでは必要ではないかというふうに思っております。もちろんそれを受けての知事の判断とか市長の判断は別の話だと思いますが、そのあとにもいろんなプロセスがあると頭の中に入れておりますので、そういう段階を経ながらこの問題というのは、皆さんの理解を得ながらすすめていく事柄ではないかというふうに思っております。また、専門委員会の時にもちょっとお話をしたいと思えます。ちょっと先のことも申し上げましたけれども、事務局が書いていないということはそこまで進んでいく事柄だというふうに思っております。いろんな意見を承っております、専門委員会の報告書ができたなら、このPTでまた提出していただいて議論するというプロセスにもなりますので、その形とそれから、このヒアリングの中間とりまとめについて少し形を整理し、今ご意見をいただいたものも入れてですね、いわゆるたたき台というのは別にこれで決まりではない、ちょっと形が整っていないとですね、議論ができないので議論ができるものを作る、そこでまたいろいろ入れていただければいいと思えますし、その段階で専門委員会の報告もできていれば、それも出していただいて合わせて議論していただければいいと思えますが、いかがでしょうか。ちょっと日程がなかなか取りづらいというふうに、事務局から聞いていますけれども。

(松尾委員)

とりまとめの日程といいますか、いつまでにですね、論点はある程度確認されたとして、その論点についてのそれぞれの見解といいますか、どう受け止めたかというところを、座長の方にお出しするわけですね。それをいつまでにお出ししたら良いかだけ決めていただければと思います。

(小島座長)

それはですね、実は事務局の方々が今、PTの先生方の日程を聞いておりますので、それを聞きながら作業時間を考えて、後ほどお知らせをしたいと思えます。まだ決まってないと思えますので。都合を聞いていると、今、途中だと思えますので、皆さんの。

(松尾委員)

こればかりやっているわけではございませんので、それでまた新学期も始まりますし、私も立場上、もうある程度作業ができる時間が限られていますので、出来ればいついつまでというふうに、きちっと示していただいた方がありがたいのですが。

(小島座長)

松尾先生がものすごく忙しいのは承知しておりますが、まだですかね、まだですね。昨日も打ち合わせしていたのですが、もう少しお待ち下さい。できるだけ早めに業務に支障が無いようにすすめたいと思います。だいぶ時間が押してしまいましたけれども、今日のPTはこれまでにいたしまして、5分ほど休憩をして11時から専門委員会をはじめたいと思います。どうもありがとうございました。